

徳島県企業局文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年一月二十一日

徳島県企業局長 木 下 慎 次

徳島県企業局文書規程の一部を改正する訓令

徳島県企業局文書規程（平成二十三年徳島県企業局訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「第九条第一項」を「本局にあつては第九条第一項、総合管理推進センターにあつては第三十六条第一項」に改める。

第四条第四項第七号中「文書件名簿（様式第三号）」を「電子決裁・文書管理システム」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、電子決裁・文書管理システムにより番号を付けることが困難な場合は、当該文書については文書件名簿（様式第三号）により、年度による一連番号を付けること。

第十三条第六号中「同条第二項」の下に「の規定」を加える。

第十八条の見出し中「記入」を「登録等」に改め、同条中「決裁年月日を」の下に「登録し、又は」を加える。

第二十条の見出し中「記入」を「登録等」に改める。

第二十三条第四項中「前条第三項」を「前条第四項」に改める。

第二十七条第一項中「の文書」を「のもの」に改める。

第三十六条を次のように改める。

（立案の方法）

第三十六条 立案（次項に規定するものを除く。）は、電子決裁・文書管理システムに文書件名等を登録することにより行わなければならない。

2 次に掲げる事案に係る立案は、立案用紙によつてしなければならない。この場合において、第一号に掲げる事案に係る立案については、電子決裁・文書管理システムに文書件名等を登録することによりその立案用紙を作成しなければならない。

一 即時処理を要する事案その他の電子決裁による処理が困難であると所長が認める事案

二 秘密に属する事案である等の理由により電子決裁・文書管理システムに文書件名等を登録することが適当でないと所長が認める事案

3 前二項の規定にかかわらず、定例的又は軽易な事案に係る立案については、收受文書の余白又は所長が定めた帳票を用いて処理することができる。

第三十八条第五号及び第六号を次のように改める。

五 重要なもの又は異例なものについて立案の趣旨を説明する必要があると認められる場合は、処理事の前にその趣旨を簡明に登録し、又は記述するとともに、関係法規その他参考となる事項を登録し、又は付記し、関係書類があるときは、これを添付すること。

六 第三十六条第一項の規定による立案及び同条第二項の規定による立案（同項第一号

に掲げる事案に係るものに限る。）の場合において、当該立案の内容に個人に関する情報が含まれているときその他の当該立案に係るシステム完結電子文書及び同項の規定により登録された文書件名等の閲覧の制限を行う必要があるときは、電子決裁・文書管理システムの所定の欄にその旨を登録すること。

第三十八条第七号中「同一事案」を「第三十六条第二項及び第三項の規定による立案の場合において、同一事案」に改め、同条第八号中「文書」を「第三十六条第二項及び第三項の規定による立案の場合における文書」に改め、同条に次の一号を加える。

九 第三十六条第二項及び第三項の規定による立案の場合において、金額その他重要部分の字句を訂正したときは、その箇所に押印すること。

第三十九条第二項を次のように改める。

2 至急処理を要する立案文書を回議するときは、第三十六条第一項の規定による立案に係る立案文書にあつては電子決裁・文書管理システムの所定の欄にその旨を登録し、同条第二項及び第三項の規定による立案に係る立案文書にあつては当該立案文書の左上欄に、その旨を記入した付せんを貼り付けなければならない。

第三十九条第三項中「即時処理」を「第三十六条第二項及び第三項の規定による立案に係る立案文書のうち即時処理」に改め、同条第四項中「秘密」を「第三十六条第二項及び第三項の規定による立案に係る立案文書のうち秘密」に改める。

第四十条第二項中「軽微である場合は、」の下に「第三十六条第一項の規定による立案に係る立案文書にあつては電子決裁・文書管理システムの所定の欄に意見を登録し、同条第二項及び第三項の規定による立案に係る立案文書にあつては」を加える。

第四十二条の見出し中「記入」を「登録等」に改め、同条中「決裁年月日を」の下に「登録し、又は」を加える。

第四十三条の見出し中「記入」を「登録等」に改め、同条中「番号を」及び「日付を」の下に「登録し、又は」を加える。

第四十五条中第三項を第四項とし、同条第二項中「前項ただし書」を「第一項ただし書」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、第三十六条第一項の規定による立案に係る浄書した文書には、契印を押印することを要しない。

第四十六条第一項中「立案文書に発送年月日を記入しなければならない」を「次の各号に掲げる立案の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める処理を行わなければならない」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第三十六条第一項の規定による立案 電子決裁・文書管理システムに発送年月日を登録すること。

二 第三十六条第二項の規定による立案（同項第一号に掲げる事案に係るものに限る。

） 発送年月日を電子決裁・文書管理システムに登録し、かつ、立案文書に記入すること。

三 第三十六条第二項の規定による立案（前号に掲げるものを除く。）及び同条第三項の規定による立案 立案文書に発送年月日を記入すること。

第四十六条第二項中第四号を第五号とし、同項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項中第一号を第三号とし、第一号を第二号とし、同項に第一

号として次の一号を加える。

一 電子決裁・文書管理システムによる送信

第四十六条第三項中「前条第三項」を「前条第四項」に改める。

第四十七条第一項中「毎年度当初に」の下に「電子決裁・文書管理システムにより」を加え、同条第二項中「これを」を「電子決裁・文書管理システムにより」に改め、同条第三項を削る。

第四十八条中「文書は」を「文書（電磁的記録を除く。以下この項において同じ。）は」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

システム完結電子文書は、総合管理推進センターにおいて、電子決裁・文書管理システムに保存するため、ファイル管理表の第四分類及び年度ごとに整理するものとする。

第四十九条第一項中「所長は、」の下に「文書（電磁的記録にあつては、システム完結電子文書に限る。次条において同じ。）のうちその」を加え、「の文書」を「のもの」に改める。

附 則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。